

○廿日市市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

平成20年3月25日規則第27号

(趣旨)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく事務の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第3条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域（以下「宅地造成等区域」という。）を工区に分けたときは、省令第7条の規定により添付しなければならない図面に、当該工区的位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の着手届)

第4条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事着手届書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議の申出等)

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記様式第2号）に、省令第7条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により市

長との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記様式第3号）に、省令第7条第2項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事計画の変更許可）

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の変更の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第7条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による市長への届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出許可）

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項の規定による許可を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記様式第5号）に、省令第37条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項の規定による許可を受けようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記様式第6号）に、省令第37条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の変更届出）

第9条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、

当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届書（別記様式第7号又は別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出）

第10条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事工程等変更届書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（技術的基準の強化）

第11条 政令第16条第1項第3号の技術的基準を次のとおり強化する。

(1) 雨水又は合流に係る排水施設の断面積は、次のア及びイに掲げる数値を用いて算定した計画流量量によって決定すること。

ア 1時間の降雨量 120ミリメートル

イ 流出係数

(ア) 密集市街地 0.9

(イ) 一般市街地 0.8

(ウ) 水田及び山地 0.7

(エ) 畑及び原野 0.6

(2) 雨水に係る排水施設の形状又は構造が次のア又はイに掲げる場合にあつては、前号の規定により算定した計画雨水量の当該施設に占める割合がそれぞれア又はイに定める割合以上にならないように設計すること。

ア 矩形で暗きよの場合 9割

イ 開きよの場合 8割

（宅地造成等に関する工事の完了検査の手續）

第12条 法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の中間検査の手続)

第13条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第14条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(別記様式第10号)に、省令第48条1項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(別記様式第11号)に、省令第48条2項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続)

第15条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域(以下「特定盛土等区域」という。)を工区に分けたときは、省令第63条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届)

第16条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届書(別記様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出等)

第17条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定に

より市長との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記様式第2号）に、省令63条第1項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により市長との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記様式第3号）に、省令第63条第2項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可）

第18条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第67条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第67条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第19条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による市長への届出を行おうとする工事主は、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書（別記様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更協議の申出許可）

第20条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第3項の規定による許可を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記様式第5号）に、省令第67条第1項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第3項の規定による許

可を受けようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記様式第6号）に、省令第67条第2項に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出工事の変更届出）

第21条 法第40条第1項又は第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届書（別記様式第14号又は別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出）

第22条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等変更届書（別記様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査の手続）

第23条 法第36条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中間検査の手続）

第24条 法第37条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第25条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第17号）に、省令第78条第1項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第18号）に、省令第78条第2項に規定する図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第26条 身分証明書の様式は、次に掲げるところによる。

- (1) 法第7条第1項の身分証明書（別記様式第19号）
- (2) 法第7条第2項の身分証明書（別記様式第20号）
- (3) 法第24条第2項又は第43条第2項において準用する法第7条第1項の身分証明書（別記様式第21号）

（許可申請書等の提出部数）

第27条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類には、正本の写しを1部添付しなければならない。

（実施規定）

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に広島県知事に対し行われている宅地造成に関する工事の申請については、宅地造成等規制法施行細則（昭和38年広島県規則第23号）の例による。

附 則（平成24年9月21日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第45号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に宅地造成に関する工事の許可を受け、又は許可の申請をしている者に係る宅地造成に関する工事の技術的基準については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 2 5 日規則第 4 0 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の廿日市市宅地造成等規制法施行細則別記様式第 9 号から別記様式第 1 1 号までの身分証明書は、それぞれこの規則による改正後の廿日市市宅地造成等規制法施行細則別記様式第 9 号から別記様式第 1 1 号までの身分証明書とみなす。

附 則（令和 5 年 9 月 2 8 日規則第 5 0 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 5 号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下この項において「旧法」という。）第 8 条第 1 項本文の許可（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定による経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可を含む。）を受けている者に係る宅地造成に関する工事の着手の手続等については、なお従前の例による。ただし、旧法第 3 条第 1 項の規定による宅地造成工事規制区域の区域外においてこの規則の施行後に行う都市計画法第 3 5 条の 2 の規定による変更の許可を受ける者については、この限りでない。

(別記)

様式第1号 (第4条関係)

宅地造成等に関する工事着手届書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指令廿都 第 号
工事が施行 される 土地の所在	廿日市市
着 手 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号 (第5条第1項関係、第17条第1項関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により、協議を申し出ます。

年 月 日
廿日市市長 様

協議者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

1	工事主住所及び氏名					
2	設計者住所及び氏名					
3	工事施行者住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)				
5	土地の面積	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10	工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
		ハ 盛土又は切土の土量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
		ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
		ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
			センチメートル	メートル		

ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日	
ワ	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により、協議を申し出ます。

年 月 日
廿日市市長 様

協議者 住所
氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

1	工事主住所及び氏名	
2	設計者住所及び氏名	
3	工事施行者住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒 経度: 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	ト 空地の設置	番号 空地の幅 メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	

ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日		年 月 日	
ヱ 工事完了予定年月日		年 月 日	
カ 工程の概要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出すこと。
- 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号(第7条関係)

宅地造成等に関する工事の変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所)
の所在地、名称及び代表者の氏
名

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 指令廿都第 号

2 土地の所在及び地番 廿日市市

3 変更に係る事項

事	項	変	更	前	変	更	後

4 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号 (第8条第1項関係、第20条第1項関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項
第35条第3項 } の規定により、変更の協議を申
し出ます。

年 月 日
廿日市市長 様

協議者 住所
氏名

{ 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 }

1	工事主住所及び氏名				
2	設計者住所及び氏名				
3	工事施行者住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をす る土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチメートル	メートル	

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

(注意)

- ※印のある欄は記入しない。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第6号（第8条第2項関係、第20条第2項関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項 第35条第3項 } の規定により、変更の協議を申 し出ます。							
年 月 日 廿日市市長 様							
協議者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名)							
1	工事主住所及び氏名						
2	設計者住所及び氏名						
3	工事施行者住所及び氏名						
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)						
5	土地の面積 平方メートル						
6	工事の目的						
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル						
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル						
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル						
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配						
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置						
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置						
	ト 空地の設置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">番号</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">空地の幅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メートル</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	番号	空地の幅	メートル			
	番号	空地の幅					
メートル							
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置							

リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヅ	工事完了予定年月日	年 月 日	
カ	工程の概要		
8	その他の必要な事項		
9	変更の理由		
10	許可番号	第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出すこと。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第7号(第9条関係)

届出工事の変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第21条第1項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届 出た年月日	
工事をし ている土 地の所在 及び地番	廿日市市
工事をし ている土 地の面積	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号(第9条関係)

届出工事の変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第21条第3項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届 出た年月日	
工事が行われ る土地の所在 及び地番	廿日市市
行おうとする 工事の種類及 び内容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号(第10条関係)

宅地造成等に関する工事工程等変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事を次のとおり〔中止
再開
廃止〕したので、届け出ます。

許可 届出 年月日及び番号	年 月 日 指令廿都 第 号
理 由	
工事進捗状況及び 防 災 措 置	

注 不用の文字は、消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏)

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令廿都第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号（第14条第2項関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令廿都第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号 (第16条関係)

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事着手届書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏〕

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

工 事 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 指令廿都第 号
工事をしている土地の所在	
着 手 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号 (第19条関係)

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第35条第2項の規定により、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可番号 年 月 日 指令廿都第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変更の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

届出工事の変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第40条第1項の規定により
届け出た特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 及 び 地 番	
工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号 (第21条関係)

届出工事の変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第40条第3項の規定により
届け出た特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届 け 出 た 年 月 日	
工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 及 び 地 番	
工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第16号 (第22条関係)

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事工程等変更届書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏〕

特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を次のとおり
中止 再開 したので、届け出ます。
廃止

許 可 届 出 年月日及び番号	年 月 日 指令廿都第 号
理 由	
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

注 1 不用な文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号（第25条第1項関係）

特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第38条第1項の規定により、特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令廿都第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

廿日市市長事 様

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏)

宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) 第38条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令廿都第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 注 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況 (堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等) 及びその付近の状況並びに9欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第20号(第26条第2号関係)

(障害物の伐除を行う場合)

(表面)

		第	号
身分証明書			
職名			
氏名			
(元号)	年	月	日生
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により、障害物の伐除を行う権限を有する者であることを証明します。			
(元号)	年	月	日
廿日市市長 氏		名 印	

注 用紙の大きさは、横8.4センチメートル、縦5.2センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項	
1 表記の権限を行使する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定による廿日市市長の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。	
2 この証明書は、犯罪捜査のため使用しないこと。	

(他人の占有する土地の試掘等を行う場合)

(表面)

第 号
身 分 証 明 書
職 名 氏 名
(元号) 年 月 日生
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明します。
(元号) 年 月 日
廿日市市長 氏 名 印

注 用紙の大きさは、横8.4センチメートル、縦5.2センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項
1 表記の権限を行使する際には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定による廿日市市長の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
2 この証明書は、犯罪捜査のため使用しないこと。

様式第21号(第26条第3号関係)

(表面)

第 号	
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
(元号)	年 月 日生
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第24条第2項及び第43条第2項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。	
(元号)	年 月 日
廿日市市長 氏	名 印 <input type="checkbox"/>

注 用紙の大きさは、横8.4センチメートル縦5.2センチメートルとする。

(裏面)

注 意 事 項	
1 この証明書は、表記の権限を行使する際に必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。	
2 この証明書は、犯罪捜査のため使用しないこと。	